

福知山認定こども園 重要事項説明書

2025 年 4 月 1 日

保育の提供の開始にあたり、福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条の規定により、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 施設運営主体

名 称	公益財団法人鉄道弘済会
所 在 地	東京都文京区小石川1丁目1番1号
電 話 番 号	03-5276-0311
代表者氏名	会長 森本 雄司

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園		
施設の名称	福知山認定こども園（さくらこども園）		
施設の所在地	〒620-0874 京都府福知山市字堀小字道場 2445 番地		
連 絡 先	電話番号 0773-22-5209 FAX 0773-22-5229 E-mail sakurafukuchiyama-ho@kousaikai.or.jp.		
管 理 者	園 長 牧野 新子		
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児		
利用定員	1号認定	満3歳以上の児童	10人
	2号認定		54人
	3号認定	満1歳以上満3歳未満の児童	24人
		満1歳未満の児童	6人
開 設 年 月 日	昭和39年 4月 1日		
事 業 所 番 号	2605-913335-1		

- ☐ 保育所型認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設として、認定こども園機能を果すものです。
- ☐ 1号認定とは、満3歳以上で就学前の保育の必要がない子どもたち。
- ☐ 2号認定とは、満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前のこどもたち。
- ☐ 3号認定とは、満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた0～2歳の子どもたち。

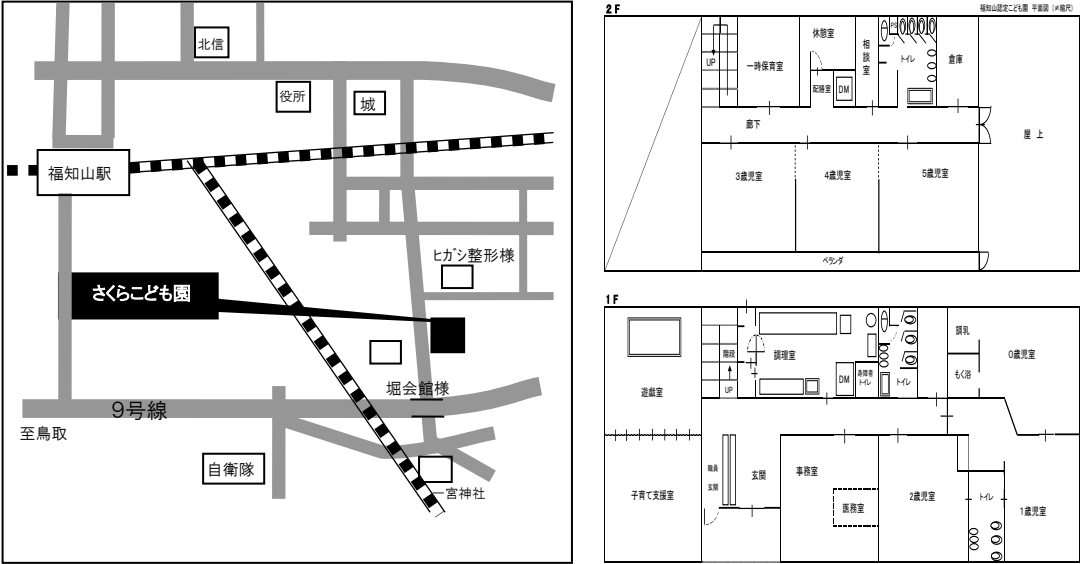
3 施設の目的・運営方針

福知山認定こども園（以下「本園」という。）は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき、教育並びに保育を一体的に行います。

- (1) 本園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、全ての子どもが健やかに成長するために最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものです。
- (2) 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき教育と保育を一体的に提供するための創意工夫を生かし、園児の心身の発達と認定こども園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものです。
- (3) 本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものです。
- (4) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものです。
- (5) 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法及び京都府認定こども園の認定等の要件に関する条例、その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

4 本園における施設・設備等の概要

位置図及び施設平面図



(1) 施設

敷 地	敷地全体	1664.69 m ²
	園 庭	802.95 m ²
園 舎	構 造	重量鉄骨 2 階建て造
	延べ面積	823.90 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0～2 歳児室は床暖房
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	すみれ組（満 2 歳児クラス）、ゆり組（満 3 歳児クラス）、ばら組（満 4 歳児クラス）、ひまわり組（満 5 歳児クラス）について各 1 室
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
副園長	1	1		
主任保育士	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育教諭	17	15	2	
保育補助			2	
栄養士	3	3		
調理師	1		1	
園 医（内科・歯科）	2		2	

本園では、福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）
主任・主幹	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
保育教諭	1ヶ月単位の変形労働制（7：20～19：40）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日

開園日	区 分	開園曜日
	1号認定	月曜日～金曜日
	2号・3号認定	月曜日～土曜日

※年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜日、祝祭日は休園となります。

2 1号認定子どもへの教育・保育を提供する日は、前項にかかわらず、次の休業日を加えます。

- (1) 土曜日 (園行事に参加する場合は代休を付与します。)
- (2) 春季休業 3月25日から3月31日
- (3) 夏季休業 8月10日から8月20日
- (4) 冬季休業 12月28日から1月 7日
- (5) その他園長が必要と認めた日

7 開園時間

提供する時間は、次のとおりとします。

	保育標準時間	保育短時間
保育時間 月曜～金曜	午前7時30分～午後6時30分	午前8時15分～午後4時15分
保育時間 土曜	午前7時30分～午後13時30分(保育短時間は午前8時15分～) ※別途申し込みが必要となります。 ※各々の勤務時間等の保育ニーズに応じた受け入れとなります。 ※時間外保育はございません。	
延長保育 別途延長保育料 がかかります	午後6時30分～午後7時30分	午後4時30分～午後7時30分

※やむを得ない理由により、それに応じて 8:00～8:15、16:15～16:30 は延長保育の対象外とします

	1号認定子ども(教育標準時間)
教育時間	午前9時00分～午後3時00分
一時預かり (幼稚園型) 別途費用がかかります	午後3時00分～午後7時00分

※登園時間は、《最終9時》となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、《9時まで》に登園していただきますようお願いします。

8 保育時間の変更が必要な場合(標準時間・短時間)

- (1) 保護者の方が休職、退職をされた場合は、その日から保育短時間に変更になります。その後、職場復帰の際には、事業所から「勤務(自営)証明書」の提出が必要です。
- (2) 事業所から勤務時間の変更指示が出された場合、「勤務(自営)証明書」を園に提出し、その後、勤務時間に応じた保育時間となります。
- (3) 保護者の方が産休、育休を取得された日から保育短時間に変更になります。なお、育休の開始日までの間、園と相談の上、やむを得ない理由に

つきそれに応じた保育時間とし、延長保育料は必要ありません。

- (4) 産休、育休の終了時には改めて「勤務（自営）証明書」の提出が必要となります。その後は勤務時間に応じた保育時間になります。

9 利用開始に関する事項

- (1) 2号認定子ども、3号認定子どもの利用に関しては、福知山市が利用調整を行います。
- (2) 教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、原則、当園の教育理念に基づき検定します。
- (3) 本園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じるものとします。
- (4) 保育の提供の開始にあたり、あらかじめ教育・保育給付認定保護者に対し、重要事項を記した文書により説明を行い、同意を得るものとします。

10 給食に関する事項

本園は、園児に給食を提供するにあたり次の事項を実施します。

- (1) 献立は、栄養、嗜好、アレルギー等園児の健全な発育を考慮して作成します。
- (2) 献立表は1ヶ月毎に作成し、1ヶ月に1回の割合で献立に関する会議を行います。
- (3) 調理、加工、配膳及び貯蔵は清潔で衛生的な環境で行います。
- (4) 検食は、毎食について行い、その結果を給食日誌に記録します。
- (5) 園児の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃(1号を除く)	
4歳児		11時30分頃	15時頃(1号を除く)	
5歳児		11時30分頃	15時頃(1号を除く)	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 1号認定：預かり保育を実施するときは、午後間食を提供します。

11 利用料金について

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
- 市町村が定めた保育料を園にお支払いいただきます。（福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額 参照）
- ① 保育料ならびに給食代は、毎月23日（金融機関休日の場合は、その翌営業日）に口座振替を行います。指定日に引き落とし不能とならないよう、残高を確認ください。引き落とし不能な場合は、再引き落としとな

ります。

- ② 延長保育料・預かり保育料（1号認定）も、毎月23日に前月分を保育料、給食費と一緒に口座引き落としとします。領収書の発行は行いませんので、事務手続き上支払い証明が必要な場合は申し出て下さい。
- ③ 「子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）」の事業において、市町村から認定をうけた子どもに対し、希望があれば、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明する「特定子ども・子育て支援提供証明書」を発行いたします。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

保育料等	金 額	備 考
保育料	福知山市が定めた額	住民税等により決定
給食代（3歳以上）	5,000 円	月額 主食費 500 円 副食費 4,500 円
一時預かり保育料	2,700 円 2,500 円	3歳未満児 3歳以上児 ※内：食事代 225 円 (おやつ代含む)
延長保育料	100 円	30 分ごと
実費徴収金	金 額	備 考
保護者会費	4,000 円	前期 2,000 円 後期 2,000 円
絵本代	400 円	月額
保険代	210 円	個人負担金
写真代	45 円	1 枚×枚数
ひだ付き帽子	1,080 円	現在価格（税別）

※【別紙—1】参照

- ① 臨時で集金する場合には、前もってご連絡いたします。
- ② 保育料及び実費徴収金が未納の場合は、徴収内容に関するサービスが提供できない場合があります。

12 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 教育・保育給付認定保護者から本園の利用の取り消しの申し出があった場合。

- (4) 保育料等の利用者負担金の滞納が続いたとき。
- (5) 正当な理由がなく、1ヶ月以上本園を休んだ場合。
- (6) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

13 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	あだち小児科クリニック
---------	-------------

(2) 歯科

医療機関の名称	駅前おかもと歯科医院
---------	------------

14 緊急時の対応について

お預かりしている園児にけがや病気等の緊急事態が発生した場合には、すみやかに保護者に連絡を行うと共に必要に応じて医療機関に連絡します。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談 窓口	・窓口担当者 主任保育士 澤田 美弥子 ・ご利用時間 9:00～ 17:30 ・電話番号 0773-22-5209 - F A X 0773-22-5229 - 窓口対応は月曜～土曜（8時半～17時まで） - 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
第三者委員	2名

※ 本園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る投函箱を玄関横に設置しています。

16 非常災害時の対策について

火災や水害、大規模な地震などの非常災害の場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。その後は福知山市のハザードマップに従い避難所へ移動します。

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有		
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

17 虐待防止のための設置に関する事項

本園は、児童虐待防止のため、園長を責任者とし、相談及び援助体制を確保するとともに職員を対象に定期的に研修を行います。(虐待対応マニュアル整備)

18 宣誓書について

本園は、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例第14条第7項に該当しないことを宣言します。

19 本園におけるその他の留意事項

喫煙	本園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(付則)

○福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日条例第6号）

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選定に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始については利用申込者の同意を得なければならない。

社会福祉法第82条

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない

【別紙— 1】

1. 2・3号認定子どもに係る延長保育（時間外保育）に関する利用者負担

（1）保育標準時間認定

項 目	時間（単位）	金 額
利用料	30 分ごと (18：30～19：30)	100 円

（2）保育短時間認定

項 目	時間（単位）	金 額
利用料	30 分ごと (7：30～ 8：00) (16：30～19：30)	100 円

2. 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

（1）一時預かり（幼稚園型）

項 目	時間（単位）	金 額
利用料	30 分ごと (15：00～19：00)	100 円

※一時預かり（幼稚園型）は、早朝時間帯及び土曜日には実施しない

（2）1号認定子どもに係る長期休業期間中の一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

期 間	預かり時間	金 額
夏季・冬季・春季休業	9：00～15：00	日額 450 円

3. 一時預かり（一般型）に関する利用者負担

項 目	回 数	金 額
利用料	1 回ごと	3 歳未満児 2,700 円 内：食事代 225 円 (おやつ代を含む)
		3 歳以上児 2,500 円 内：食事代 225 円 (おやつ代を含む)

※本園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。